

公調委令和３年（セ）第７号、同年（ゲ）第１２号 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第１ 当事者の求める裁定

１ 申請人

（１）責任裁定

被申請人は、申請人に対し、９３万６３６０円を支払え。

（２）原因裁定

申請人に生じた動悸^き、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである。

２ 被申請人

本件申請をいずれも棄却する。

第２ 事案の概要

本件は、申請人が、自宅に隣接するアパートから騒音及び悪臭が発生し、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を発症したと主張して、アパートを所有する被申請人を相手方とし、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記被害の原因がアパートからの騒音及び悪臭によるものである、との原因裁定を申請した事案である。

１ 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 申請人（×年×月×日生まれ）は、平成27年5月から、肩書地に所在する木造瓦ぶき2階建ての居宅（以下「申請人宅」という。）に居住している。

イ 被申請人は、不動産の賃貸、管理、仲介等を目的とする株式会社であり、令和3年3月30日、申請人宅敷地の東側に隣接する土地及び同土地にある木造合金メッキ鋼板ぶき3階建ての共同住宅（以下「被申請人アパート」という。）を購入し、管理会社に委託して、各居室を第三者に賃貸するアパート経営を行っている。

(2) 申請人宅及び被申請人アパートの概要

ア 申請人宅の間取りは、別紙1図面のとおりである。1階玄関、1階階段前、1階居室、2階寝室、2階台所及び2階居間の東側には、窓が設置されており、申請人宅東側の外壁から被申請人アパート西側外壁までの距離は1.33mである。（職1）

イ 被申請人アパートは、平成29年9月7日に建築された建物であり、申請人宅と隣接する西側には、1階に●号室、2階に▲号室、3階に■号室があり、当初から入居者がいる。西側外観の状況は別紙2図面のとおりであり、外壁には、1階及び3階の共用廊下にある換気扇の換気孔、各居室の台所にある換気扇の換気孔、各居室の浴室トイレにある換気扇の換気孔、各居室にある自然換気口及び各居室の給湯器が設置されている。（職1）

2 本件の争点及び当事者の主張の要旨

(1) 被申請人アパートからの騒音及び悪臭の違法性並びに申請人の健康被害の発生との因果関係（争点1）

（申請人の主張）

平日の午前6時から午前8時までの時間帯及び平日の午後6時から午前1時までの時間帯において、被申請人アパート西側の給湯器及び換気扇が稼働

し、騒音が発生している。敷地境界の等価騒音レベルは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「都条例」という。）の規制基準を超過しており、被申請人が対策工事を実施した現在も同様である。また、換気扇が稼働する時間帯に、たばこ柔軟剤が混ざった不快な悪臭が申請人宅内に到達し、窓が開けられない状態となっている。被申請人の対応は不十分であり、被申請人アパートの騒音及び悪臭は、受忍限度を超え、違法である。

被申請人アパートの騒音及び悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の被害を被った。

（被申請人の主張）

申請人が問題としているのは、日常生活に必要な給湯器及び換気扇の稼働音であり、一時的には都条例の規制基準を超過しているとしても、稼働時間は比較的短く、申請人宅内に到達する騒音レベルは、最大でも35dB程度である上、被申請人は、当初から、居住者に深夜帯の換気扇及び給湯器の使用を控えるよう要請をした上、可能な限り騒音を軽減する対策工事を実施した。また、たばこ及び柔軟剤の臭いについては、実際に申請人宅にどの程度到達しているか不明である上、健康被害をもたらす程度とはいえない。

したがって、被申請人アパートからの騒音及び悪臭は、受忍限度を超えておらず、違法性はなく、申請人が主張する健康被害の発症との因果関係はない。

(2) 申請人の損害（争点2）

（申請人の主張）

申請人は、次のとおり合計93万6360円の損害を被った。

ア 行政文書開示手数料等 310円

イ 要求書郵送代 370円

ウ 弁護士相談料 5500円

エ 治療費及び診断書費用 1万4540円

オ 薬代 8240円

カ 全部事項証明書発行料 6000円

キ 申請手数料 1400円

ク 慰謝料 90万円

(被申請人の主張)

争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに審問の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 規制基準等

ア 騒音

(ア) 都条例136条は、何人も規制基準を超える騒音の発生をさせてはならないと定めており、申請人宅及び被申請人アパートが所在する地域(第二種区域(第一種住居地域))に適用される規制基準(音源の存する敷地と隣地との境界線における音量)は、次のとおりである。

午前6時から午前8時まで 45dB

午前8時から午後7時まで 50dB

午後7時から午後11時まで 45dB

午後11時から翌日午前6時まで 45dB

(イ) 中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について(答申)」(平成10年5月22日)は、騒音の評価手法としては、等価騒音レベルが適当である旨示しており、さらに、睡眠影響に関する屋内騒音レベルの指針として、一般地域の夜間(午後10時から翌日午前6時まで)は35dB以下との指針値(以下「夜間屋内指針」という。)を示している。

イ 悪臭

都条例 136 条は、何人も人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度を超える悪臭の発生をさせてはならないと定めている。

(2) 本件裁定申請に至る経過及び本件の審理経過

ア 申請人は、令和 2 年 12 月頃から、被申請人アパートの管理会社に給湯器及び換気扇からの騒音の改善を求めるとともに、令和 3 年 5 月 6 日、品川区に被申請人アパートからの騒音について相談した。（甲 12）

イ 品川区は、令和 3 年 5 月 28 日午後 4 時 36 分から同月 29 日午前 6 時頃まで、申請人宅と被申請人アパートとの敷地境界において、地上から 1.5 m の高さの位置に騒音計を設置し、騒音測定を行った（以下「品川区測定 1」という）。（乙 1）

給湯器の稼働を特定できたのは、令和 3 年 5 月 28 日午後 7 時 41 分から午後 7 時 51 分までの 10 分間及び同日午後 7 時 53 分から午後 8 時 3 分までの 10 分間であり、敷地境界における等価騒音レベルは、前者が 56 dB、後者が 57 dB であった。また、給湯器の立ち上がり時等に騒音レベルが上昇することがあり、その最大値は、前者が 66 dB、後者が 63 dB であった。また、同日午後 8 時 53 分から同月 29 日午前 4 時 54 分までの間、等価騒音レベルが 45 dB 程度で推移したものの、発生源は特定できなかった。（甲 12、乙 1）

ウ 品川区は、令和 3 年 6 月 3 日午後 4 時 50 分から同月 4 日午前 9 時まで、申請人宅と被申請人アパートとの敷地境界において、地上から 1.5 m の高さの位置に騒音計を設置し、騒音測定を行った（以下「品川区測定 2」という）。（乙 1）

給湯器の稼働を特定できたのは、令和 3 年 6 月 3 日午後 6 時 13 分から午後 6 時 32 分までの 19 分間及び同日午後 6 時 44 分から午後 6 時 58 分までの 14 分間であり、これらの時間帯における等価騒音レベルは、前者が 59 dB、後者が 55 dB であり、騒音レベルの最大値は、前者が 63 dB、

後者が61dBであった。また、換気扇が稼働していたのは同日午後7時57分から少なくとも午後9時30分まで（午後9時30分以降は降雨のため除外）であり、等価騒音レベルは59dBであった。なお、暗騒音は等価騒音レベルで40dBから43dB程度であった。（甲12、乙1）

エ 品川区は、令和3年6月9日、管理会社及び被申請人に対し、給湯器及び換気扇からの騒音がいずれも都条例の規制基準を超過しているとして、同月30日までに対応を回答するように求め、申請人も、同月18日、管理会社に対し、騒音の改善を求めた。被申請人は、手法や費用を含めて対策を検討することとし、まずは、管理会社を通じて、入居者に対し、夜間、特に深夜帯の給湯器及び浴室乾燥機の使用を控えるよう通知した。（甲4及び甲5、甲12）

オ 申請人は、令和3年6月23日、管理会社に対し、換気扇からたばこ柔軟剤が混ざった臭気が出ていることを伝え、改善を求めた。（甲4）

カ 管理会社は、令和3年8月31日、品川区に対し、給湯器については防音カバーを設置する予定であり、1階から3階までの浴室トイレの換気扇についても対策を行うと回答した。（甲12）

キ 申請人は、令和3年9月8日、本件裁定申請を行った。被申請人は、令和3年12月16日付け第1準備書面により、早期解決のため、被申請人が対策工事を実施する前提での調停を提案した。

ク 当裁定委員会は、対策工事が実施される前の状態について騒音測定を実施することとし、公害等調整委員会事務局（以下「事務局」という。）は、令和4年9月29日、落合博明専門委員立会いの下、申請人宅及び被申請人アパートの状況を確認するとともに、▲号室の給湯器及び各換気扇を稼働させた状態での騒音測定を行った（以下「公調委測定」という。）。（職1）

給湯器を10分間稼働させた際の等価騒音レベルは、給湯器付近で54

dB、敷地境界（品川区測定 1 及び 2 と同じ位置）で 4 6 dB、申請人宅 1 階居室内（窓閉め時）で 2 7 dBであった。また、騒音レベルの最大値は、給湯器付近で 6 1 dB、敷地境界で 6 2 dB、申請人宅 1 階居室内（窓閉め時）で 5 1 dBであった。（職 1）

台所の換気扇を強運転で 6 分間稼働させた際の等価騒音レベルは、換気孔付近（申請人宅 2 階台所の窓から 5 0 cm 東側の地点）で 5 5 dB、敷地境界で 5 2 dB、申請人宅 1 階居室内（窓閉め時）で 3 0 dBであった。また、再度 6 分間稼働させた際の等価騒音レベルは、敷地境界で 5 2 dB、申請人宅 2 階台所内（窓閉め時）で 3 5 dBであった。なお、換気扇の稼働時には騒音レベルの顕著な変動はなかった。（職 1）

ケ 当裁定委員会は、令和 5 年 4 月 2 7 日、職権により本件を調停に付し、被申請人が対策工事を実施した上で、品川区による騒音測定を行い、その結果、都条例 1 3 6 条の基準を満たす場合には、申請人が本件責任裁定申請における損害賠償請求を放棄する方向での解決をあっせんし調整した。

被申請人は、当初、給湯器及び換気扇の換気孔にカバーを設置することを検討したが、2 階及び 3 階の換気孔の工事は、申請人宅と被申請人アパートが近接して足場の安全性が確保できず、物理的に困難であることが判明したため、給湯器及び 1 階の各換気扇の換気孔にカバーを設置する工事に加え、各居室の浴室トイレのダクトを防音ダクトに交換する工事を提案した。また、申請人が希望する給湯器の移設は、製造業者に確認した結果、配管が設計上の想定より長くなるため、機器に余分な負荷がかかり、温度が安定しない等の症状が発生する可能性があることから、物理的に困難であると判明した。

当裁定委員会は、調整の結果、被申請人が提案する内容での対策工事を実施した上、品川区による騒音測定の結果に基づき対策工事の効果を確認することとした。

コ 被申請人は、令和5年6月22日、給湯器及び1階の各換気扇の換気孔にカバーを設置する工事を、同年7月21日、■号室の浴室トイレのダクトを防音ダクトに交換する工事を、同年8月5日、▲号室の浴室トイレのダクトを防音ダクトに交換する工事を、同年9月28日、1●号室の浴室トイレのダクトを防音ダクトに交換する工事を完了した。（乙12から乙15まで）

当裁定委員会は、対策工事の実施と並行して、調停期日において、品川区による騒音測定の結果、都条例136条の基準を満たす場合には、申請人が本件責任裁定申請における損害賠償請求を放棄する調停を進めることについて、両当事者の合意を確認した。

サ 本件調停期日における合意に基づき、品川区は、令和5年11月15日、事務局立会いの下、●号室の設備を稼働させた状態で騒音測定を行った（以下「品川区測定3」という。）。（職2）

給湯器を稼働させた際の敷地境界における等価騒音レベルは、暗騒音41dBとの差が小さく補正ができず、都条例の規制基準45dB以下であった。浴室トイレの換気扇を稼働させた際の敷地境界における等価騒音レベルは、乾燥運転、涼風運転、暖房運転及び換気運転のいずれの場合も、暗騒音41dBとの差が小さく補正ができず、都条例の規制基準45dB以下であった。台所の換気扇を稼働させた際の敷地境界における等価騒音レベルは、弱運転の場合には、暗騒音41dBとの差が小さく補正ができず、都条例の規制基準45dB以下であり、強運転の場合には、46dBであった。（職2）

シ 当裁定委員会は、品川区測定3の結果は、調停成立のための前提条件を実質的に満たすものと考えたが、申請人が都条例の規制基準を1dB超過していることに固執したことから、被申請人が、●号室、▲号室及び■号室の現在の入居者が退去した段階で、各居室の台所のダクトを防音ダクトに交換する工事を実施することとし、申請人が、当該工事が完了するまでの

間を含め、被申請人に対する損害賠償請求を放棄することを主な内容とする調停を提案した。被申請人は提案に応じる意思を示したものの、申請人は応じなかったため、当裁定委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、調停を打ち切った。

2 被申請人アパートの騒音及び悪臭の違法性並びに申請人の健康被害の発生との因果関係（争点1）について

(1) 被申請人アパートの騒音について

ア まず、被申請人が対策工事を完了する令和5年9月28日以前の騒音レベルについて検討する。

品川区測定1、品川区測定2及び公調委測定の結果によれば、給湯器が稼働した際の敷地境界における等価騒音レベルは、立ち上がり時におおむね61dBから66dBの間で推移し、その後、おおむね45dBから59dBの間で推移すると認められるから、都条例の規制基準（午後7時から午前8時までは45dB、午前8時から午後7時までは50dB）を超過していたことになる。ただし、問題とされる給湯器は、共同住宅に設置された家庭用のものであり、通常想定される使用方法並びに品川区測定1及び2において記録された給湯器の稼働時間に照らせば、立ち上がり時も含めて、給湯器からの騒音が規制基準を超過するのは一時的なものであったといえる。

さらに、公調委測定の結果によれば、給湯器が稼働した際の給湯器付近の等価騒音レベル54dBと申請人宅1階居室内（窓閉め時）の等価騒音レベル27dBとの差が27dB、換気扇が稼働した際の換気孔付近（申請人宅2階台所の窓から50cm東側の地点）での等価騒音レベル55dBと申請人宅2階台所内（窓閉め時）での等価騒音レベル35dBとの差が20dBであるから、申請人宅の遮音性能は、少なくとも20dB程度はありと推計される。そうすると、申請人宅1階居室内に到達する騒音レベルは、おおむね25dBから39dBの間で推移すると推計され、夜間屋内指針35dBと比較

しても、これを超える頻度は一時的であり、特段、睡眠を含む日常生活上の支障や健康被害を生じさせる程度とはいえない。

また、換気扇が稼働した際の敷地境界における等価騒音レベルは、おおむね 52 dB から 59 dB の間で推移すると認められるから、都条例の規制基準（午後 7 時から午前 8 時までは 45 dB、午前 8 時から午後 7 時までは 50 dB）を超過していたことになる。品川区測定 2 において記録された各設備の稼働時間帯に照らせば、換気扇の稼働時間は給湯器と比べ長いものの、申請人宅の遮音性能を考慮すると、申請人宅内に到達する騒音レベルは、おおむね 32 dB から 39 dB の間で推移すると推計され、夜間屋内指針 35 dB と比較しても、特段、睡眠を含む日常生活上の支障や健康被害を生じさせる程度とはいえない。

イ 次に、被申請人が対策工事を完了した令和 5 年 9 月 28 日以降の騒音レベルについて検討する。

品川区測定 3 の結果によれば、給湯器を稼働させた際及び浴室トイレの換気扇を稼働させた際の敷地境界における等価騒音レベルは、いずれも都条例の規制基準 45 dB を下回る。台所の換気扇は、強運転で稼働させた場合にのみ、敷地境界における等価騒音レベルが 46 dB となり、都条例の規制基準 45 dB をわずかに 1 dB 超過することになるが、申請人宅の遮音性能 20 dB を考慮すると、申請人宅内に到達する騒音レベルは、26 dB と推計され、夜間屋内指針 35 dB を大幅に下回るから、睡眠を含む日常生活上の支障や健康被害を生じさせる程度とはいえない。

ウ 申請人は、品川区測定 3 について、被申請人による対策工事後は、給湯器からの音がカバー上端に集約され、給湯器からの騒音の発生源の高さが測定地点よりも高くなるため、申請人宅 2 階へ到達する騒音レベルがより大きくなると主張する。しかし、被申請人が設置した給湯器カバーの位置（乙 2）及び審問の全趣旨によれば、給湯器カバーの上端と測定地点との

高さの差は、給湯器カバーの上端と申請人宅2階の寝室、台所及び居間の窓の下端との高さの差よりも小さいと認められるから、仮に、給湯器からの騒音が全て給湯器カバーの上端に集約されて拡散すると想定した場合であっても、給湯器カバーの上端から到達する騒音は、騒音レベルが音源からの距離に応じて減衰することを考慮すると、申請人宅2階においては、測定地点よりも小さくなると考えられる。そうすると、給湯器から申請人宅2階に到達する騒音レベルは、測定地点に到達する騒音レベル（暗騒音41dBとの差が小さく補正できない程度）を超えることはないから、上記イの評価には影響しない。

また、申請人は、品川区測定3は、●号室の各設備を個別に稼働させた際の騒音レベルを測定したものにすぎず、対策が未了な設備も含め、各居室の設備が同時に複数稼働した場合には、騒音レベルがより大きくなると主張する。しかし、給湯器及び浴室トイレの換気扇については、対策工事の結果、暗騒音補正による騒音レベルの推計もできない程度に小さな音となっているから、仮に各居室の給湯器及び浴室トイレの換気扇が同時に稼働したとしても、都条例の規制基準を超過する程度の変動があるとは認められない。次に、台所の換気扇についても、▲号室及び■号室の対策が講じられていないものの、仮に各居室の台所の換気扇が同時に強運転で稼働したとしても、これによる騒音レベルは、申請人宅2階及び1階の双方において、睡眠を含む日常生活上の支障や健康被害を生じさせる程度とはいえない。なぜならば、騒音レベルの音源からの距離減衰を前提にすると、公調委測定の結果によれば、▲号室の換気扇を稼働させた際の換気孔付近（申請人宅2階台所の窓から50cm東側の地点）での等価騒音レベル55dBと敷地境界における測定点（地上から1.5mの高さの位置）での等価騒音レベル52dBとの差は3dB程度であるから、被申請人アパートの騒音の発生源と申請人宅の受音点との高さが建物1階層分離れた場合、申請人

宅に到達する等価騒音レベルは3 dB程度低下すると推計できる。これを品川区測定3に当てはめると、各居室の換気扇から申請人宅2階の窓外に到達する等価騒音レベルは、●号室の換気扇からは43 dB程度、▲号室の換気扇からは55 dB程度、■号室の換気扇からは52 dB程度と推計される。その上で、各換気扇が同時に稼働した場合の騒音レベルは、各音源の騒音レベルを合成する計算式($10 \times \log(10^{(43/10)} + 10^{(55/10)} + 10^{(52/10)})$)によれば、57 dB程度と推計される。同様に、申請人宅1階の窓外に到達する等価騒音レベルを推計すると、●号室の換気扇からは46 dB程度、▲号室の換気扇からは52 dB程度、■号室の換気扇からは49 dB程度となり、各換気扇が同時に稼働した場合の騒音レベルは、計算式($10 \times \log(10^{(46/10)} + 10^{(52/10)} + 10^{(49/10)})$)によれば、55 dB程度となる。申請人宅の遮音性能が前記のとおり20 dB程度と推計されることを踏まえると、申請人宅の室内での等価騒音レベルは、各居室の換気扇が同時に強運転で稼働するという比較的まれな想定の下においても、2階で37 dB程度、1階で35 dB程度になると推計される。これらの騒音レベルは、夜間屋内指針35 dBと比較して、睡眠を含む日常生活上の支障や健康被害を生じさせる程度とはいえない。

なお、上記の考え方は、対策工事完了前の騒音レベルについての公調委測定の評価にも妥当し、上記アの判断を左右するものではない。

エ 以上によれば、被申請人アパートの騒音は、被申請人が対策工事を完了する前は、都条例の規制基準を超過することがあったものの、申請人宅内に到達する騒音レベルは、特段、睡眠を含む日常生活上の支障や健康被害を生じさせる程度とはいえず、その後、被申請人が可能な限りの対策工事を行った結果、騒音レベルは十分に改善され、支障のない程度となっている。したがって、全期間を通じて、一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものであったとは認められず、被申請人アパートの騒音が、申請

人の睡眠障害による自律神経失調症を発症させたとも認められない。

(2) 悪臭について

申請人は、換気扇が稼働する際に、たばこ柔軟剤が混ざった不快な悪臭が申請人宅内に到達すると主張するが、いずれも通常の日常生活に伴って発生するものであり、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度を超える悪臭を生じさせるものとは認められない。

したがって、被申請人アパートからのたばこ及び柔軟剤の臭いが、一般社会生活上受忍すべき程度を超える違法なものであったとは認められず、申請人の睡眠障害による自律神経失調症を発症させたとも認められない。

(3) 総括

以上のとおり、被申請人アパートの騒音及び悪臭は受忍限度を超える違法な侵害行為とはいえない上に、被申請人アパートの騒音及び悪臭によって申請人に睡眠障害による自律神経失調症を発症させたとも認めることはできない。

第4 結論

本件裁定申請はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和6年5月21日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員野中智子は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙は省略